

第4期

滑川市障害福祉計画

(素案)

平成27年1月

滑川市

目 次



滑川市障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の策定に向けて-----	1
1 計画策定の趣旨-----	1
2 計画の位置づけ-----	1
3 計画の期間 -----	2
第2章 計画の基本的な考え方-----	3
1 基本理念 -----	3
2 サービス体系-----	4
3 平成29年度までに目指す数値目標-----	6
第3章 障害者総合支援法等のサービス-----	9
1 障害福祉サービス事業の概要-----	9
2 障害福祉サービスの見込量-----	10
(1) 訪問系サービス-----	10
(2) 日中活動系サービス-----	13
(3) 居住系サービス-----	18
(4) 相談支援 -----	20
(5) 障害児支援-----	21
(6) 障害児相談支援-----	23
3 地域生活支援事業の見込量-----	24
4 その他の地域生活支援事業-----	30

第4章 重点的な取組み-----	32
1 第1期～第3期計画の進捗状況-----	32
2 第4期計画の取組み-----	34
第5章 計画の推進 -----	39

第1章

障害福祉計画の策定に向けて

1 計画策定の趣旨

障害のある人の自己決定と自己選択の尊重、市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備を基本理念に「障害者自立支援法」が平成18年4月1日より施行されました。

この法律に基づき、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保に関する基本的事項を定めるために、第1期から第3期の滑川市障害福祉計画を策定いたしました。

「第4期滑川市障害福祉計画」は、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)として施行され、この法律の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、同法第88条の規定に基づき、国の定める基本指針に即し、平成29年度における数値目標を設定し、障害福祉サービスの提供体制の確保及び推進のための取り組みを定めるものです。

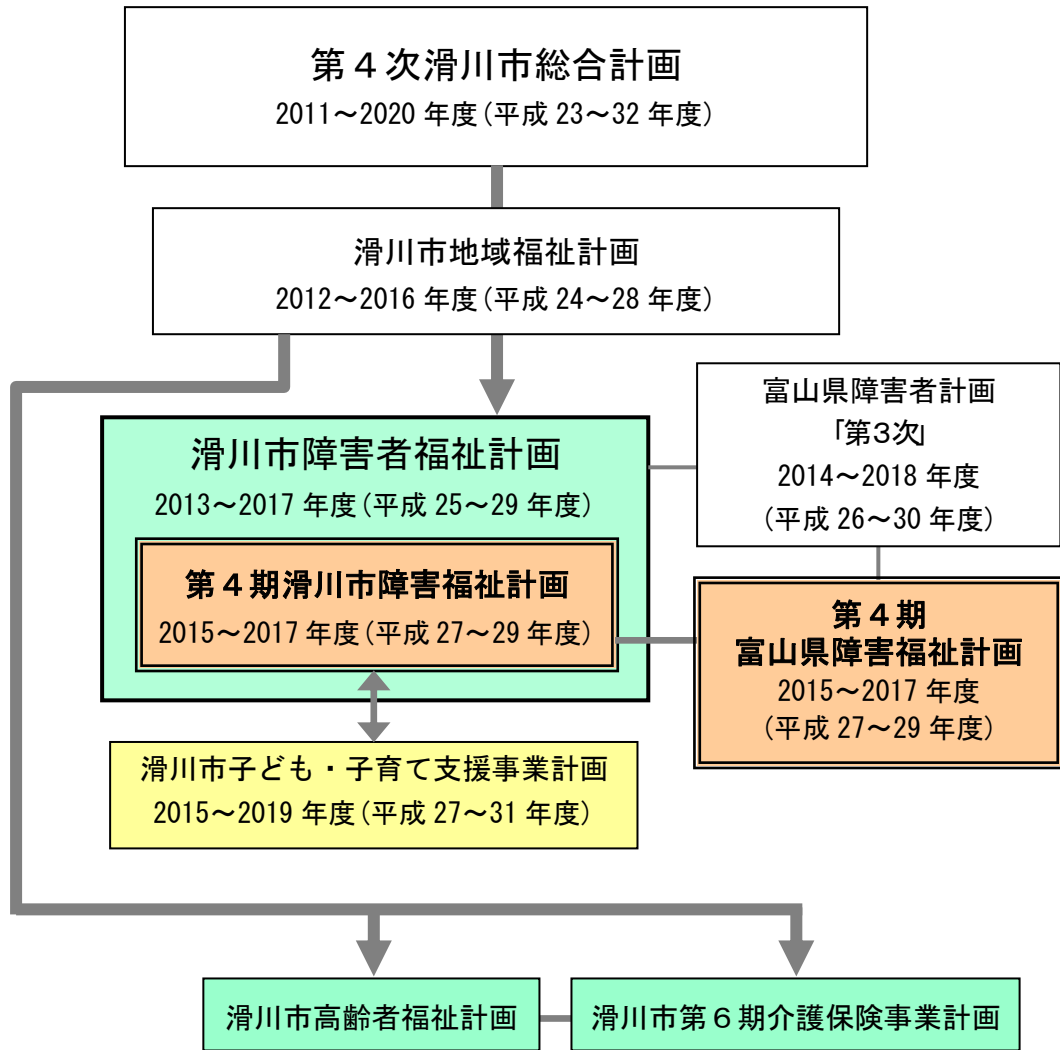
2 計画の位置づけ

本市では、第4次滑川市総合計画を策定し、この計画に基づいて様々な施策を展開しているところです。

障害者福祉施策については、「第4次滑川市総合計画」に基づき、「滑川市障害者福祉計画」の着実な実行を目指すことを目標としています。

「滑川市障害者福祉計画」は障害がある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策などを示す実施計画となりますが、相互に補完的な計画として位置づけています。

計画の策定に際しては、「第4次滑川市総合計画」「滑川市障害者福祉計画」との整合性を図るとともに、「滑川市地域福祉計画」、子育て支援を推進するための「滑川市子ども・子育て支援事業計画」など、関連する他の計画と連携を図りながら、障害者施策の一層の推進を図っていきます。



3 計画の期間

本計画は、基本指針により3年ごとの計画策定が定められています。このため、平成27年度から29年度までの3年間の計画期間とします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新サービス体系へ移行											
第1期障害福祉計画		見直し	第2期障害福祉計画		見直し	第3期障害福祉計画		見直し	第4期障害福祉計画		

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者総合支援法では、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われなければならない旨を基本理念として掲げています。

市は、こうした法の理念のもと、障害福祉サービスの安定的な提供を図り、障害のある人が地域で安心して暮らすことができる支援体制の確立を目指します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等とし、サービスの充実を図るとともに、発達障害者、高次脳機能障害者や難病患者等も法に基づく給付対象である旨の周知を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

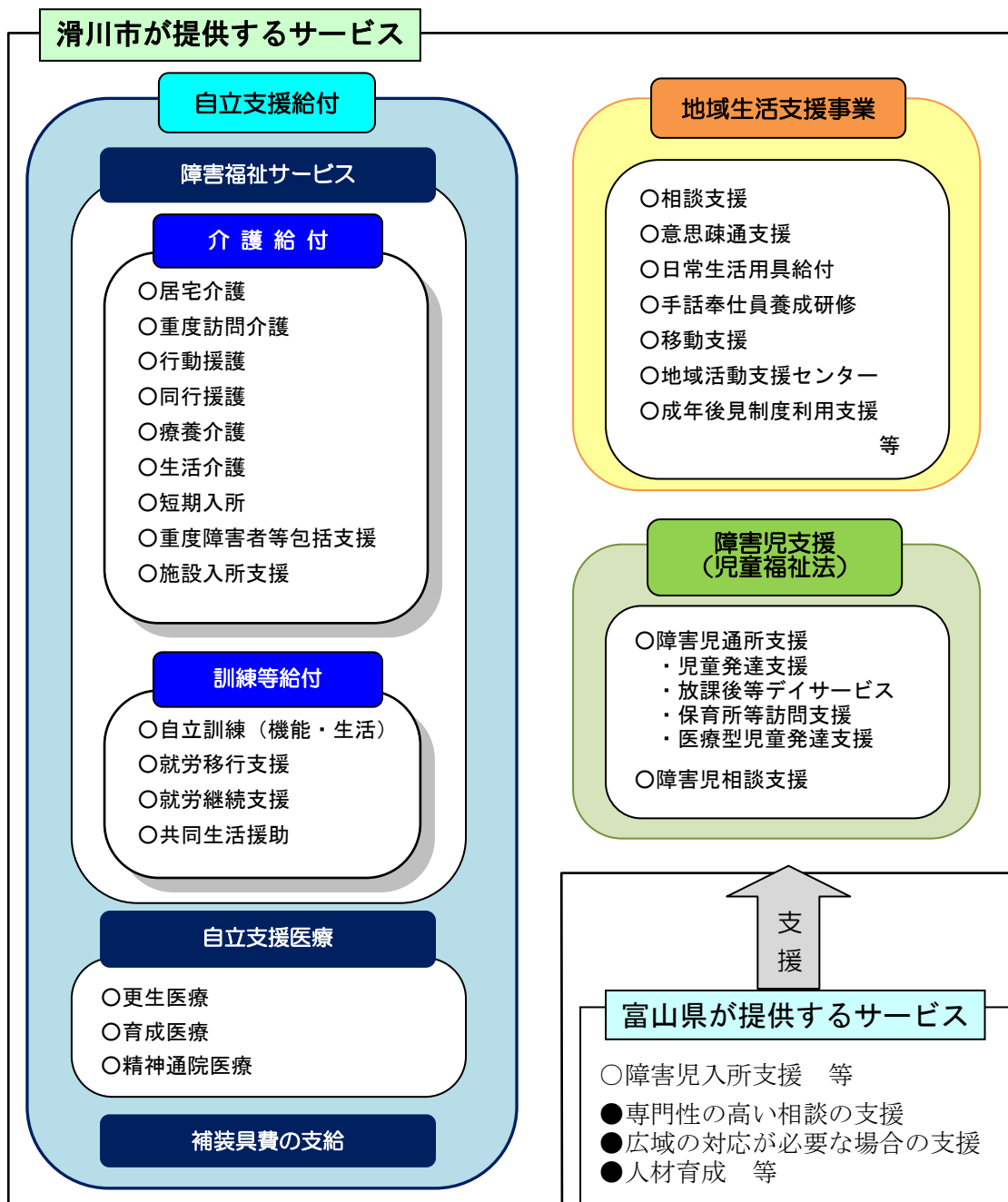
障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進めます。

2 サービス体系

障害者総合支援法に基づき、提供されているサービスは、大きく分けて「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する「地域生活支援事業」の2つがあり、児童福祉法に基づくサービスは「障害児支援」があります。

自立支援給付は、「障害福祉サービス」（「介護給付」、「訓練等給付」）、「自立支援医療」「補装具」に分類され、地域生活支援事業には、市が必ず実施しなければならない事業として、「相談支援」「意思疎通支援」「日常生活用具給付」「手話奉仕員養成研修」「移動支援」「地域活動支援センター」「成年後見制度利用支援」などがあります。

■ 障害福祉サービス等の体系



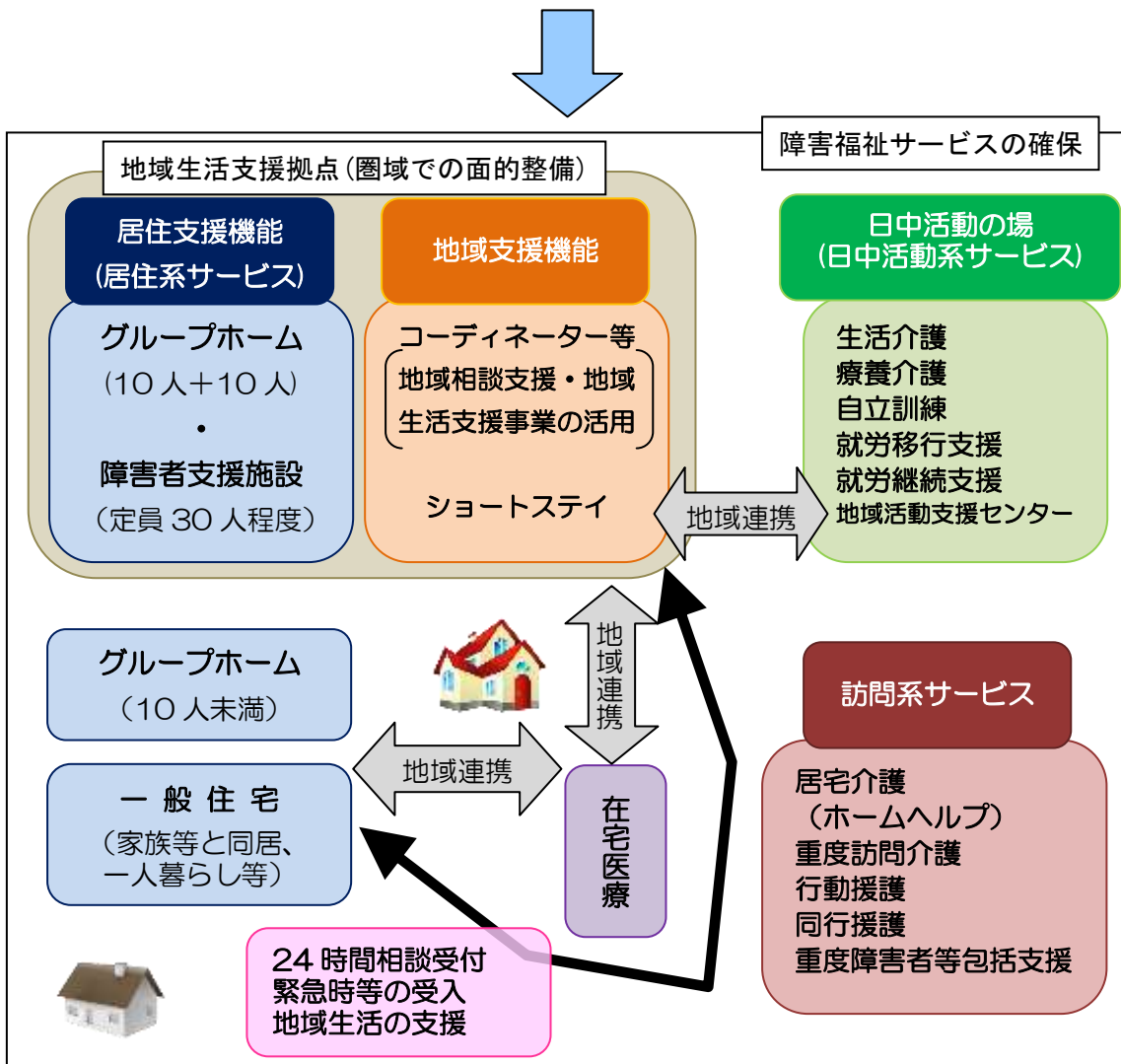
障害者自立支援法により、「地域と交わる暮らし（日中活動の場と生活の場の分離）」への移行を趣旨とする施設・サービス体系の見直しが行われました。

また、障害者総合支援法の施行に伴い、障害者の地域移行を促進するため、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進や地域における住まいの選択肢のさらなる拡大等を目的として、ケアホームがグループホームに一元化されました。

本計画において、地域での自立に関する平成 29 年度の目標値を設定した上で、「滑川市障害者福祉計画」の基本的な考え方にに基づき障害のある方のニーズ等を踏まえつつ、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つに区分された「障害福祉サービス」とともに、相談支援や意思疎通支援、移動支援をはじめとする「地域生活支援事業」の提供体制を確保し、計画の基本理念の実現を目指します。

■ サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方（国の基本指針に則して）

1. 必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障害者に日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



3 平成 29 年度までに目指す数値目標

算定の前提条件

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等（就労移行支援事業の利用者数）」の目標数値については、第 3 期計画までの進捗状況を踏まえ、国の基本指針、県の基本的な考え方に基づいて算定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、国の基本指針に基づき、平成 29 年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

目標値については、平成 26 年 3 月 31 日現在で、滑川市の要援護者として福祉施設に入所している人は 54 人で、その 13.0 パーセントの 7 人についてグループホームや一般住宅等における地域生活への移行を目指し、今後、平成 29 年度までの新規入所者 2 人を見込み、実質的に 5 人（9.3 パーセント）の減少を目指します。

国の基本指針

平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12 パーセント以上が地域生活に移行することとするとともに、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4 パーセント以上削減することを基本とする。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者数 (A)	54 人	平成 26 年 3 月 31 日現在の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	49 人	平成 29 年度末の利用人員見込数
【目標値①】 地域生活移行	7 人 13.0%	平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
【目標値②】 削減見込数	5 人 9.3%	差引減少見込数 (A) - (B)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の整備を推進します。

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

本市においては、圏域（滑川・中新川障害者地域自立支援協議会）において、複数の機関が分担してその機能を担う「面的整備」を推進していきます。

■地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
【目標値】平成 29 年度末時点の整備箇所数	1 箇所	地域生活支援拠点等（居住支援機能と地域支援機能を一体的に整備した拠点、もしくは複数の機関が分担してその機能を担う面的な体制）の整備箇所数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立支援、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針

目標値の設定は、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること。事業者ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。

平成 24 年度の年間の一般就労移行者数は 2 人であり、平成 29 年度末までには、福祉施設から一般就労へ 4 人が移行できることを目指し、施策を展開していきます。

■福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	2 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	4 人 2.0 倍	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標

■就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行 支援事業の利用者数	3 人 300%	平成 29 年度において就労移行支援事業を利用する者の数

第3章

障害者総合支援法等のサービス

1 障害福祉サービス事業等の概要

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、実施している事業は次のとおりです。

サービスの種類		サービスの内容
障害福祉サービス	①訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
	②日中活動系	生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）
	③居住系	共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援
	④相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
地域生活支援事業	①必須事業	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業
	②その他	日中一時支援事業 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 自動車運転免許取得・改造費助成事業 寝具の乾燥丸洗い おむつ助成 福祉利用券（理美容券・入浴券） 福祉タクシー券 コミュニティバス（のる MyCar）無料乗車券 生活訓練等事業（料理教室） 点字、声の広報等発行事業 スポーツ・レクリエーション教室等開催事業
障害児支援	①障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援
	②障害児相談支援	障害児相談支援

2 障害福祉サービスの見込量

サービス供給量を見込むにあたっては、国と県の基本指針に基づき以下のとおり算定・算出します。

算出の基本的な考え方

- ・ 障害福祉サービスや地域生活支援事業は、第3期計画までの進捗状況や、サービス利用の実績を踏まえ算出します。
- ・ 就労継続支援は、特別支援学校の卒業生に、まず、就労継続支援に取り組んでもらうことを踏まえ算出します。
- ・ 入所施設利用は、できるだけ身近な地域での生活が継続できるように相談支援体制や生活基盤の整備等を推進し、地域への移行を進めたうえで、一定の施設入所支援サービスの供給量を確保し算出します。

(1) 訪問系サービス

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施される「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

常に介護を必要とする障害者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※ 障害支援区分が区分1以上

②重度訪問介護

重度の肢体不自由な者又は重度の知的障害者、重度の精神障害者であって、常に介護を必要とする障害者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援などを総合的に行います。

※ 障害支援区分が区分4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること

③行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等が、危険を回避するための必要な支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

※ 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること

④同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者に同行し、移動に必要な情報、援護を行います。

※ 障害支援区分が区分2以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定

の要件を満たしていること

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者であって、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

※ 障害支援区分が区分6に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	サービス量	135	199	220
	利用者数(人)	16	20	24
重度訪問介護	サービス量	65	0	0
	利用者数(人)	1	0	0
行動援護	サービス量	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
同行援護	サービス量	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
重度障害者等 包括支援	サービス量	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	見込量(時間分)	234	252	270
	利用者数(人)	26	28	30
重度訪問介護	見込量(時間分)	0	10	10
	利用者数(人)	0	1	1
行動援護	見込量(時間分)	0	0	10
	利用者数(人)	0	0	1
同行援護	見込量(時間分)	0	10	20
	利用者数(人)	0	1	2
重度障害者等 包括支援	見込量(時間分)	0	0	10
	利用者数(人)	0	0	1

【見込み方】現在のサービスの利用者数やこれまでの増減傾向、精神障害者の利用増加などを勘案して算出。

【単 位】時間分（1月当たりの総利用時間＝1月当たり利用者数×1人当たり平均利用時間）

■訪問系サービスの見込量を確保するための方策

- ・民間事業者によるサービス供給が基本となります。
- ・重度障害者等包括支援は、必要なサービスが提供されるよう、市は事業者の支援・確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中の活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施される「生活介護」「療養介護」「短期入所」のサービスと、「訓練等給付」として実施される「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」のサービスがあります。

① 生活介護

常に介護を必要とする障害者が、主として昼間に障害者支援施設等で、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けることができます。

※1・2のいずれかに該当する者

1. 障害支援区分が、区分3（障害者施設入所者は区分4）以上
2. 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が、区分2（障害者施設入所者は区分3）以上

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	サービス量	1,335	1,480	1,460
	利用者数（人）	84	79	80
	市内事業所 実施箇所数	5	6	6

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	見込量（人日分）	1,494	1,548	1,620
	利用者数（人）	83	86	90
	市内事業所 実施箇所見込数	6	7	7

【見込み方】現在の利用者数、利用者数の増減傾向、利用者のニーズ、新たに対象と見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して算出。

【単 位】人日分（1月当たりの総利用日数＝1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数）

② 自立訓練(機能訓練)

身体障害者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等について、一定期間の身体機能の向上のために必要な訓練を行います。(利用者の要件有・有期限)

■実績 (26年度は見込み)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	76	46	42
	利用者数 (人)	4	2	2

■計画目標量 (1月当たりのサービス見込量)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量(人日分)	42	42	60
	利用者数 (人)	2	2	3

【見込み方】現在の利用者数、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して算出。

【単 位】人日分 (1月当たりの総利用日数=1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数)

③ 自立訓練(生活訓練)

知的障害者・精神障害者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(利用者の要件有・有期限)

■実績 (26年度は見込み)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	14	19	20
	利用者数 (人)	3	3	3

■計画目標量 (1月当たりのサービス見込量)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量(人日分)	22	24	26
	利用者数 (人)	3	4	4

【見込み方】現在の利用者数、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の目標、退院可能精神障害者等のうちから生活訓練の対象と見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して算出。

【単 位】人日分 (1月当たりの総利用日数=1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数)

④ 就労移行支援

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(利用者の要件有・有期限)

■実績 (26年度は見込み)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	サービス量	13	9	16
	利用者数(人)	1	1	2

■計画目標量 (1月当たりのサービス見込量)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	見込量(人日分)	16	24	24
	利用者数(人)	2	3	3

【見込み方】現在の利用者数、利用者のニーズ、福祉施設利用者の一般就労への移行の目標、退院可能精神障害者等のうちから就労移行支援事業の対象と見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して算出。

【単 位】人日分 (1月当たりの総利用日数=1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数)

⑤ 就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績 (26年度は見込み)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援 (A型)	サービス量	168	134	167
	利用者数(人)	8	7	10

■計画目標量 (1月当たりのサービス見込量)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (A型)	見込量(人日分)	187	204	221
	利用者数(人)	11	12	13

【見込み方】現在の利用者数、利用者数の増減傾向、利用者のニーズ、新たに対象と見込まれる者の数等を勘案して算出。

【単 位】人日分 (1月当たりの総利用日数=1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数)

⑥ 就労継続支援（B型）

就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される障害者で、年齢や体力面で雇用されることが困難な障害者に、就労や生産活動の機会を提供します。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援 （B型）	サービス量	907	861	1,005
	利用者数（人）	57	51	60

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 （B型）	見込量（人日分）	1,054	1,071	1,088
	利用者数（人）	62	63	64

【見込み方】現在の利用者数、利用者数の増減傾向、利用者のニーズ、養護学校卒業生や地域移行の精神障害者の利用増加等を勘案して算出。

【単 位】人日分（1月当たりの総利用日数＝1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数）

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

※1・2のいずれかに該当する者

1. 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が、区分6
2. 筋ジストロフィー患者又は重度心身障害者であって、障害支援区分が、区分5以上

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	利用者数（人）	13	14	14

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用者数（人）	15	15	16

【見込み方】現在の重症心身障害児施設、進行性筋萎縮症療養等給付事業の対象者、利用者の増減傾向を勘案して算出。

【単 位】人分

⑧ 短期入所

障害者(児)を自宅で介護を行っている方が病気の場合などにより介護できない場合、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

■実績（26年度は見込み）

区 分			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	福祉型	サービス量	35	61	63
		利用者数(人)	12	18	14
	医療型	サービス量	2	3	3
		利用者数(人)	1	1	1

※福祉型－障害者支援施設等において実施
医療型－病院、介護老人保健施設において実施

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	福祉型	見込量(人日分)	75	80	85
		利用者数(人)	15	16	17
	医療型	サービス量	4	4	8
		利用者数(人)	1	1	2

【見込み方】現在の利用者数、利用者数の増減傾向、利用者のニーズ、新たに利用が見込まれる精神障害者等を勘案して算出。

【単 位】人日分（1月当たりの総利用日数＝1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数）

■日中活動系サービスの見込量を確保するための方策

- ・障害者が、障害の程度や状況に応じて、希望する日中活動を送ることができるよう利用を決定・支援します。
- ・「施設系サービス」として供給されることから、市内外の事業所を適切に支援していきます。

(3) 居住系サービス

住まいの場となる「居住系サービス」には、「介護給付」として実施される「施設入所支援」と、「訓練等給付」として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。

① 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助	利用者数（人）	7	6	21
共同生活介護	利用者数（人）	10	11	

※ 平成 26 年 4 月から、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助に一元化された。

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	見込量（人分）	23	25	27

【見込み方】施設入所者の地域生活への移行目標、現在の利用者、利用者の増減傾向、精神障害者などの地域生活移行に伴う利用増加などを勘案して算出。

【単 位】人分（1月当たりの利用見込数）

② 施設入所支援

入所した施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※ 1・2のいずれかに該当する者

1. 障害支援区分が、区分 4 以上
2. 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が、区分 3 以上

■実績（26 年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	利用者数（人）	54	54	53

■計画目標量（1 月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	見込量（人分）	51	50	49

【見込み方】現在の施設入所者数を基礎とし、当該入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用ニーズ等を勘案して算出。

【単 位】人分（1 月当たりの利用見込数）

■居住系サービスの見込量を確保するための方策

- ・グループホームは、生活基盤の確保手段として障害者の地域生活移行を支える基礎的サービスであり、必要な戸数の確保に努めます。
- ・施設入所支援については、障害の状況により施設入所が必要な方に適切に実施していきます。

(4) 相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害者の状況を勘案し、サービス利用計画の作成や利用に関する相談、連絡調整を行います。

地域移行支援や地域定着支援についても、障害者が安心して生活できるよう支援します。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	利用者数(人分)	3	15	31
地域移行支援	利用者数(人分)	0	0	0
地域定着支援	利用者数(人分)	0	0	0

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	見込量(人分)	32	33	34
地域移行支援	見込量(人分)	1	1	1
地域定着支援	見込量(人分)	0	1	1

【見込み方】 計画相談支援については、平成 26 年 4 月 1 日現在の障害福祉サービス等の受給者数を基に、平成 25 年から平成 26 年の伸び率を考慮し、一人当たり年 2 回のサービス利用と仮定し、月単位で算出。
 地域移行支援については、施設入所者の地域生活移行者数、入院中の精神障害者数等を勘案して算出。
 地域定着支援については、施設入所者の地域生活移行者数、入院中の精神障害者数等を勘案して算出。

【単 位】 人分（1月当たりの利用者見込数）

■相談支援サービスの見込量を確保するための方策

- ・法の一部改正により、相談支援体制の強化が図られ、平成 26 年度までに、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者のサービス等利用計画作成が必須になっており、相談支援の提供体制の整備のために、事業者への支援や情報提供を行う等により多様な事業者の参入の促進を図ります。

(5) 障害児支援

児童福祉法等の改正により平成 24 年 4 月から、障害児支援の強化を図るため、通所による支援は「障害児通所支援」、入所による支援は「障害児入所支援」となり、通所・入所の利用形態の別により一元化が図られ、根拠規定は児童福祉法に一本化されました。

1 障害児通所支援

①児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知的技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。

②放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

④医療型児童発達支援

肢体不自由児に発達支援及び治療を行います。

■実績（26 年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	サービス量	79	112	80
	利用者数（人）	16	19	9
放課後等デイサービス	サービス量	127	140	204
	利用者数（人）	24	26	30
保育所等訪問支援	サービス量	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0
医療型児童発達支援	サービス量	13	6	0
	利用者数（人）	2	1	0

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	サービス量	88	96	108
	利用者数（人）	10	11	12
放課後等デイサービス	サービス量	224	244	265
	利用者数（人）	33	36	39
保育所等訪問支援	サービス量	2	2	4
	利用者数（人）	1	1	2
医療型児童発達支援	サービス量	0	0	10
	利用者数（人）	0	0	1

【見込み方】現在のサービスの利用者数やこれまでの増減傾向などを勘案して算出。

【単 位】人日分（1月当たりの総利用日数＝1月当たり利用者数×1人当たり平均利用日数）

■障害児通所支援サービスの見込量を確保するための方策

・障害児支援の体制整備を推進するため、教育委員会と緊密な連携を図ります。また、障害児の早期発見や治療、支援を進めるため、健康センターとも連携し、総合的な支援体制の整備を推進します。

(6) 障害児相談支援

障害のある児童が、障害福祉サービスを利用するため、児童やその保護者のサービス利用についての意向や心身の状況等に基づいた障害児支援利用計画の作成と見直し等を行います。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害児相談支援	利用者数(人分)	1	5	6

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	見込量(人分)	7	8	9

【見込み方】平成 26 年 4 月 1 日現在の障害児通所支援受給者数を基に、平成 25 年から平成 26 年の伸び率を考慮し、一人当たり年 2 回のサービス利用と仮定し、月単位で算出。

【単 位】人分（1月当たりの利用者見込数）

■障害児相談支援サービスの見込量を確保するための方策

- ・相談支援の提供体制の整備のために、事業者への支援や情報提供を行う等により多様な事業者の参入の促進を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、障害者が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業です。

① 相談支援事業

障害者やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な支援等を行うほか、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害者の状況を勘案し、利用に関する連絡調整を行います。

また、賃貸契約による一般住宅への入居を支援する居住サポート事業を実施し、退院や退所を支援します。

知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度の利用を支援します。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	2	2	2
地域自立支援協議会	実施箇所数 (箇所)	1	1	1

■計画目標量（サービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	2	2	2
地域自立支援協議会	実施箇所数 (箇所)	1	1	1

【見込み方】 相談支援事業については、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の4市町村が共同して実施しており、相談事業全般に関する滑川市及び中新川地域の状況を勘案して算出。

【単 位】 箇所（各事業を実施する事業者又は事業所の数）

② 意思疎通支援事業

聴覚その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣	延利用人数 (人分)	10	14	13
要約筆記者派遣	延利用者数 (人分)	0	0	0

■計画目標量（サービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣	延利用者見込 数 (人分)	13	14	15
要約筆記者派遣	延利用者見込 数 (人分)	0	1	1

【見込み方】手話通訳及び要約筆記について、これまでの派遣実績や障害者等が自らの負担において利用していた実績を勘案して算出。

【単 位】人分（1月当たりの利用見込数。ただし、複数ニーズに対応する場合は1人分とみなします。）

③ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件分)	3	4	2
自立生活支援用具	利用件数 (件分)	3	6	1
在宅療養等支援用具	利用件数 (件分)	1	1	0
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件分)	3	1	0
排泄管理支援用具	利用件数 (件分)	120	106	115
住宅改修費	利用件数 (件分)	1	2	0

■計画目標量（サービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件分)	4	4	4
自立生活支援用具	利用件数 (件分)	6	6	7
在宅療養等支援用具	利用件数 (件分)	2	2	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件分)	2	3	3
排泄管理支援用具	利用見込件数 (件分)	120	125	130
住宅改修費	利用見込件数 (件分)	3	3	3

【見込み方】過去の利用状況、更新年次、利用者のニーズを勘案して算出。

【単 位】件分（1年当たりの支給見込件数）

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、円滑に外出ができるよう、移動を支援します。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)	4	6	5
	利用者数 (人分)	2	2	2
	利用者数 (時間分)	8	6	10

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)	5	5	6
	利用者見込数 (人分)	3	3	4
	利用者見込数 (時間分)	15	15	20

【見込み方】 これまでの利用者数や増減傾向を勘案して算出。

【単 位】 箇所（市からの委託をうけ、事業を実施している事業者の数）

人分（1月当たりの利用見込数）

時間分（利用者見込数×一人当たりの平均利用時間数）

⑤ 地域活動支援センター

障害者が、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター	実施箇所数 (箇所)	2	2	2
	利用者数 (人分)	20	24	23

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	実施箇所数 (箇所)	2	2	2
	利用者見込数 (人分)	23	25	27

【見込み方】 日中活動系サービスの利用対象者に該当せず、いわゆる「居場所」の確保についてのニーズが高い障害者のうち、創作的活動や生産活動の機会の提供によって自立や社会参加に資すると認められる者を勘案して算出。

【単 位】 箇所（各事業を実施する事業者又は事業所の数）

人分（1月当たりの利用見込数）

⑥ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	実施箇所数 (箇所)	18	19	18
	利用者数 (人分)	7	9	10

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	実施箇所数 (箇所)	18	18	18
	利用者見込数 (人分)	11	12	13

【見込み方】日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要とされる障害者等の状況やニーズを勘案して算出。

【単 位】箇所（各事業を実施する事業者又は事業所の数）
人分（1月当たりの利用見込数）

⑦ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者、身体障害者更生援護施設入所者に対し、社会復帰促進のために支給します。（更生訓練費）

また、施設に入所している者で、就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用し就職等により自立する者に対し、社会復帰促進のために支給します。（施設入所者就職支度金給付事業）

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
更生訓練費支給	対象者数 (人分)	4	4	2
施設入所者就職支 度金給付	対象者数 (人分)	0	0	0

■計画目標量（サービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費支給	対象者見込数 (人分)	1	1	1
施設入所者就職支 度金給付	対象者見込数 (人分)	0	0	0

【見込み方】支給対象者数を勘案して算出。

【単 位】人分（1年当たりの対象者見込数）

⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得及び改造に要する経費の一部を助成し、地域生活を支援します。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 (人分)	0	1	2

■計画目標量（サービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者見込数 (人分)	2	2	2

【見込み方】これまでの利用者の増減傾向、ニーズを勘案して算出。

【単 位】人分（1年当たりの利用見込数）

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■実績（26年度は見込み）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話奉仕員養成研修	利用者数 (人分)	34	21	22

■計画目標量（サービス見込量）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修	利用者数 (人分)	23	24	25

【見込み方】これまでの利用者の増減傾向、ニーズを勘案して算出。

※平成 26 年から、前期・後期制をやめ、通年制にしている。

【単 位】人分（1年当たりの利用見込数）

4 その他の地域生活支援事業

サービス見込量は設定しませんが、次の事業も本市の地域生活支援事業として実施しています。

① 寝具の乾燥丸洗い

重度の身体障害者（1、2級）で寝たきり、またはこれと同等な状態の方を対象に心地よい寝具で休んでいただくために、年3回寝具の乾燥丸洗いを行っています。

■寝具の乾燥丸洗い実施状況 (人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数(延)	24	21	17	13	10

② おむつの助成

重度の身体障害者手帳を所持する常時おむつが必要な方におむつに係る経費の助成を行っています。

■おむつの助成実績 (人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(延)	21	34	30	30	26

③ 福祉利用券（※～平成 21 年度は、無料入浴券）

在宅の身体障害者（身体障害者手帳 1～4 級）、知的障害者（療育手帳所持者）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1～3 級）に対し、健康保持、社会参加の一助として年 12 枚の福祉券（入浴券・理美容券）を交付しています。

■福祉利用券の利用状況 (枚)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用枚数(延)	5,227	5,520	5,467	5,933	5,886

④ 福祉タクシー券

在宅で下肢・体幹機能障害及び視覚障害の 1～3 級の方及び聴覚・内部障害の 1～2 級の方、療育手帳の A の方並びに精神障害者保健福祉手帳の 1 級の方に、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシーの基本料金を助成しています。

■福祉タクシー券の利用状況 (枚)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用枚数(延)	1,996	2,003	2,070	1,961	1,855

⑤ のるMyCar 無料乗車券給付事業

在宅で下肢・体幹機能障害及び視覚障害の4～6級の方、療育手帳のBの方並びに精神障害者保健福祉手帳の2～3級の方に、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、年24枚の無料乗車券を給付しています。

■のるMyCar 無料乗車券給付事業の利用状況 (枚)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用枚数(延)	2,158	2,202	2,072	2,169	2,282

5 補装具の交付・修理

身体の機能の失われた部分や、思うように動かすことができないような障害のある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするために、義足、車いす、補聴器、ストマの補装具の交付・修理に係る費用の9割を公費で負担しています。

ただし、介護保険制度における福祉用具の貸与種目と重複する種目（車いす、歩行器など）については、原則として介護保険制度の利用が優先します。

また、労働者災害保障法の適用を受けている方は、労働基準監督署で交付されます。

■実績 (件)

種 類		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付	車いす	4	3	6	4	6
	電動車いす	0	0	0	2	1
	補聴器	16	13	7	13	8
	その他	13	12	7	13	14
	計	33	28	20	32	29
修理	車いす	4	10	7	7	9
	電動車いす	3	3	2	2	1
	補聴器	12	16	18	11	9
	その他	6	21	17	8	16
	計	25	50	44	28	35

※ ストマ用装具は、平成18年10月以降、日常生活用具で支給

第4章

重点的な取組み

1 第3期計画までの進捗状況（重点的な取組み）

(1) 障害者の就労促進

- ・平成18年10月、NPO法人あすなろ滑川が設立され、平成21年10月に、地域活動支援センターⅢ型から「就労継続支援B型」事業所「あすなろ滑川」に移行し、精神障害者の就労促進を推進しました。
- ・平成19年10月、社会福祉法人新川会により「就労継続支援B型」事業所「つつじ苑」が開設され、知的障害者の就労促進を推進しました。
- ・平成26年4月、「就労継続支援B型」事業所「あすなろ倶楽部」が開設され、同10月には、「就労継続支援A型」サービスの提供も開始されました。

(2) 相談支援体制の整備

- ・平成19年3月、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会を設立し、相談支援体制の整備に取り組みました。
- ・新川会、むつみの里の2事業所に相談業務を委託して、相談支援業務の充実を図りました。
- ・障害者相談員研修を実施し、相談支援スキルの充実を図りました。
- ・発音の誤りやことばの発達について、幼児ことばの教室で、相談及び指導を行っています。
- ・身体障害者に対し、補装具や日常生活用具などの巡回相談会を定期的に開催いたしました。

(3) 情報提供体制の整備

- ・地域に専任手話通訳者を設置することについて、地域自立支援協議会において協議を進めてきました。
- ・聴覚障害者に対し、平成21年度より滑川市社会福祉協議会に手話通訳コーディネータを配置し、外出や会議で必要な方へ手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施してきました。

(4) サービス事業者と人材の確保

- ・地域にある潜在的人材の発掘による人材の確保や、ヘルパー資格取得の講習会の実施に支援してきました。
- ・聴覚・言語障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害者と手話でコミュニケーションを図ることや、聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得するために、手話奉仕員養成講座を実施しています。

・平成 26 年度は、雇用創出基金事業に取り組み、相談支援専門員の補助職員を相談支援事業所に 1 名配置し、人材育成を支援しました。

(5) 居住支援の強化

- ・市営住宅における障害者の入居増加に努めてきました。
- ・グループホームの設置に向け、民間事業者に設置補助制度などの情報を提供し、設置の推進に取り組んできました。
- ・在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするため、住宅を改善する場合にその経費の一部を助成しています。

(6) 障害者の地域生活支援の充実

- ・屋外での移動が困難な障害者について、円滑に外出できるよう、移動支援事業を実施しました。
- ・障害者の My Car 無料乗車券給付事業を実施し、中・軽度の障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図りました。
- ・在宅の障害者に対し健康回復の一助として交付している無料入浴券が使える施設として、市民交流プラザに海洋深層水を活用した入浴施設が完成しました。
- ・オストメイト対応のトイレを公共施設（市役所、市民交流プラザ、サンアビリティーズ滑川、みのわファミリーハウス）に設置しました。
- ・視覚障害者用として、福祉介護課、市民課、税務課の窓口に小型の拡大読書機を設置しました。また、図書館には大型の拡大読書機を設置しました。
- ・3 障害の福祉サービス一元化に伴い、重度の知的障害者と精神障害者に対しても福祉タクシー券を交付しました。また、自動車操作訓練費の助成についても全ての障害者を対象としました。
- ・災害時における障害者の被害を防止するため、災害時要援護者支援台帳及び地図情報を整備し、要援護者の見守り体制を構築しました。
- ・平成 26 年 1 月には、市役所西館に福祉介護課、同 7 月には市役所東別館に社会福祉協議会、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションなどが移転し、福祉関係のみならず、市民課や子ども課など関係する課の手続きや相談など、利用者の利便性の向上が図られました。

(7) ノーマライゼーションの理念の普及・啓発の促進

- ・子どもからお年寄りに至るまで、市民の間にノーマライゼーションの理念が深く浸透するよう、あらゆる機会をとらえて啓発事業を展開しました。
- ・障害者週間において、作文やポスターの展示、自主製品の販売などを通じて、障害者について正しい理解を持てるような啓発活動を推進いたしました。
- ・障害者が家族やボランティアなどと一緒に、スポーツレクリエーションを通じて体力の維持・増強を図るとともに、ノーマライゼーションの理念の普及啓発に努めました。

2 第4期計画における取り組み

(1) 障害者の地域生活基盤の整備

第3期計画までに重点的に取り組みました居住支援の強化についてさらに推進するとともに、「社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資する」という法の基本理念のもと、地域での生活環境の整備をより包括的に実施していく必要があります。

障害者を支える支援機能を強化し、地域における障害理解も含めた総合的な生活基盤の整備を目指していきます。

●現 状

- ・市では、障害者が必要な支援を受けながら地域で生活するために、ユニバーサルデザインによる市営住宅を、障害者に対して提供できるよう努めています。
- ・障害者の社会参加を促進するために、公共施設のバリアフリー化やバス、タクシーの利用券の給付など、障害者の生活を支援する事業を実施しています。

●課 題

- ・障害者のニーズに応じた「住まい」の確保が強く求められ、特にグループホームは、その中心的な役割を担っており、施設の整備が必要です。
- ・グループホームの設置法人の負担を軽減するための助成制度の整備や、支援体制の確保が重要な課題となっています。
- ・多様な障害に対する地域の理解を形成していくため、地域社会全体に対して継続した障害理解を深めていく必要があります。

●取組み

- ・グループホームの計画的整備が必要であり、設置法人に対し積極的に誘導していきます。
- ・グループホームの設置にあたっては、地域との信頼関係を保ちながら、地域ぐるみで障害者の安全を守るためのシステムづくりや、地域住民との交流など、地域との結びつきを重視するとともに、地域との連携に努めていきます。
- ・地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の整備が求められており、市では圏域における複数の機関がそれぞれの役割を分担する「面的整備」により整備するよう推進していきます。
- ・ボランティア活動については、障害者の自立や社会参加を促進する大きな役割を果たしており、積極的にボランティアの養成に取り組んでいきます。

(2) 相談支援体制の充実・強化

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

●現 状

- ・市では、窓口による相談や委託相談支援事業者の確保を通じて、3障害の障害特性に配慮した障害者相談支援体制や家族や介助者が緊急の場合に、24時間365日相談できる体制を整備し対応しています。
- ・地域自立支援協議会の専門部会において、個別の困難事例や地域の課題への対策等について協議・検討を行い対応しています。
- ・滑川市障害者虐待防止センターを設置し、虐待の早期発見や早期対応のため、24時間365日相談や通報を受け付け、また、速やかに障害者の安全確認や事実確認を行い、必要に応じて施設への一時入所などの対応ができる体制を整備しています。

●課 題

- ・難病患者、発達障害や高次脳機能障害については、専門家や相談機関が不足しています。市民及び支援者の障害理解や支援技術の習得の機会不足についても課題になっています。
- ・障害者の新たな生活の場への入居後の生活不安に対する相談や地域住民との調整を図る機能を強化する必要があります。

●取組み

- ・中立・公正な立場で適切な相談支援を効果的に実施するために、事業者、雇用、教育、医療、障害者関係団体などの関連する分野の関係者からなる、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会の円滑な運営を推進します。
- ・成年後見制度の活用や権利擁護事業の活用による相談支援体制の充実を図ります。
- ・精神障害者、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等の新たなニーズや困難事例に対する専門的な相談支援体制の整備を進めます。
- ・地域生活移行における民間相談支援事業者の活用を推進します。
- ・乳幼児期における障害の早期発見とフォローアップ体制の構築の現状を踏まえ、地域連携体制整備について検討していきます。
- ・障害者のニーズに沿った相談支援体制を構築するために、障害者相談員研修会を実施し、各種障害者協会等と連携しながら、相談支援スキルの充実を図っていきます。
- ・障害のある人の虐待防止に向けて、関係機関との連携を図り、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応や再発防止に対応する体制づくりを進めます。

(3) 訪問系サービス事業者の人材確保と育成

障害者の自立した地域生活の推進には、居住支援による住まいの場の提供・確保と併せて、居宅内における家事援助等といった生活支援や外出の際の移動支援といった、訪問系サービスの提供基盤の整備や提供内容の充実が求められます。

●現 状

・本市におけるこれまでの訪問系サービスの利用実績は、ほぼ居宅介護のみであり、行動援護や重度障害者等包括支援といったサービスの利用実績はありません。

●課 題

・施設入居者の地域生活への移行の進展にあわせ、ますます地域における訪問系サービスの需要は高まるものと考えられ、サービス提供事業者の充実を図る必要があります。

・居宅介護やそれ以外のサービスの提供に必要な援助技術の習熟やそれに対応できる人材の確保が求められます。

●取組み

・サービス提供事業所と連携を図りながら、県が開催する各種研修会の受講を促すなど、サービスの提供ができる人材の確保に努めます。

・サービス提供事業者が行う、援助技術の習熟に必要な研修会などの開催に支援していきます。

(4) 障害者の就労促進

障害者の経済的基盤の確立と自立した社会生活の実現のために、就労に向けた訓練から就労後の支援まで一貫した就労支援体制の確立を目指していきます。

●現 状

- ・就労継続支援B型の利用者の工賃アップのために、障害者週間など各種イベントに合わせ、施設の自主製品等の販売会を実施しています。
- ・市及び各種障害者団体との連携により、施設の作業所見学や勉強会を開催し、障害者雇用の理解・啓発に取り組んでいます。

●課 題

- ・障害者の経済的基盤の確立と自立した社会生活の実現のためには、安定した就労の場の確保も重要な課題の一つです。
- ・作業所等では、生産性の向上を図りながら、さらに工賃アップを目指す必要があります。
- ・事業者への障害者雇用の理解をさらに促進するとともに、企業就労に消極的になりがちな家族への障害者就労に対する理解を求めていく必要があります。

●取組み

- ・就労しやすい環境の整備を図ります。
- ・ハローワーク滑川や富山障害者職業センターとの連携により、障害者の就労の場の確保と安定雇用に向け支援していきます。また、法定雇用率の達成に向けて企業への働きかけを行います。
- ・障害者一人ひとりのニーズや能力に応じて一般就労を図るため、ハローワークや障害者職業センターと連携を図りながら、ジョブコーチによる支援事業やトライアル雇用の実施に努めます。
- ・受託作業の拡大による工賃アップに向けた取組みに支援していくとともに、福祉施設における官公庁需要の受注拡大に努め、工賃底上げに向けた取り組みを進めます。
- ・就労継続支援事業所及び地域活動支援センターにおける自主製品の開発と販路拡大に支援していきます。
- ・各種イベントの啓発用に自主製品を活用するとともに、その物販を行う機会を積極的に設けていきます。

(5) 情報提供の推進

社会の急速な情報化の中で、情報は障害者が社会参加をする上で必要不可欠なものです。個々の障害特性に応じた多様な情報提供体制を整備するとともに、新たな情報技術を積極的に活用し、情報のバリアフリー化を推進していきます。

●現 状

- ・聴覚障害者に対しては、滑川市社会福祉協議会に手話通訳コーディネーターを配置し、外出や会議で必要な方へ手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施しています。
- ・市窓口及び図書館に視覚障害者用拡大読書機を設置してきました。
- ・障害者の自立と共生の社会を目指し、各種福祉制度の紹介や障害福祉サービスを利用していただくため「障がい者のハンドブック」を作成・配付し、広報・ホームページでの周知を図っています。

●課 題

- ・インターネット等の情報技術を活用し、情報基盤を整備するとともに、障害者に対する多様な情報媒体の普及、活用を推進する必要があります。
- ・聴覚障害者の社会参加が促進され、ニーズも多岐多様になり、迅速性が求められ、地域における専任手話通訳者の設置が要望されています。

●取組み

- ・情報提供するにあたり、配慮すべき事項を整理し、ユニバーサルデザインの視点に立って情報提供体制を整備し、普及、啓発を推進します
- ・地域で自立した生活を継続するために、障害者が必要とする情報（地域生活、雇用促進、相談支援）の充実を図っていきます。
- ・防災情報の充実や、消費者被害に関する情報提供など、日常生活情報の的確な提供をしていきます。
- ・障害者一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな情報機器の選定、購入相談、導入時の調整等を支援していきます。
- ・災害時要援護者支援台帳及び地図情報を活用し、通常時から要援護者の見守り体制を強化していきます。
- ・ノーマライゼーションの理念が深く浸透するよう、あらゆる機会をとらえて啓発事業を展開し、障害者に対する正しい理解に関する情報を提供していきます。
- ・障害者に対する正しい理解の普及啓発や、様々な事業を通じての広報・啓発の展開により、障害者への社会的な誤解を是正し、その社会参加の一層の促進を図ります。

第5章

計画の推進

1 計画の進行管理

障害者総合支援法において、市は定期的に計画に定めた事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

各事業の進捗状況や成果目標等の数値目標の達成状況について、P D C Aサイクルに沿って点検・評価を行い、見直します。

※P D C Aサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

2 地域における関係団体、民間企業等との連携

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、ボランティア、まちづくり、防災など広範囲な分野にわたるものであり、計画を着実に進めていくためには、関係各課をはじめ、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的に取り組むことが重要です。

また、障害者の地域移行を推進するには、相談支援事業を中心とした福祉サービスのネットワークの構築が必要不可欠であり、就労支援においては、関係機関や団体、民間企業とも連携しながら、障害者の特性を把握し企業とのマッチングを行っていくなど、計画の推進を図ります。

3 国・県との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の動向などが重要です。法の見直しや制度の動向を注視しながら、滑川市の実情や課題を踏まえ、国・県と連携して施策を展開していきます。